

本会の目的 本会は、同志社大学体育会アメリカンフットボール部OB・OG会と称し、かつて同志社大学体育会アメリカンフットボール部に在籍した人達が親睦を図ることを目的とし、
且つ、同部現役に対し物心両面にわたり支援を行い、同部発展の為に部員の指導育成を図ることを目的とする。

本会は、本会則を基本とし運営されるものであり、本会員は、本会則を遵守し、相互に密接な連携を保ち、本会の発展に寄与するものとする。

第1章

総則

第1条 本会は同志社大学体育会アメリカンフットボール部OB・OG会と称する。

第2条 本会の本部事務局は京田辺市多々羅谷1-3同志社大学田辺キャンパス内に置く。
尚 事務連絡先は別途設置する。

第3条 本会は第2章に定める会員で構成し、次のことを目的として活動する。
1. 会員相互の友誼・親睦を深める。
2. 同志社大学体育会アメリカンフットボール部(以下現役と称する)の活動を支援し、その発展に寄与する。

第4条 本会は前記の目的を遂行する為、次の事業を行う。
1. 財政支援、人的支援を通して現役の強化活動を支援する。
2. 親睦会、祝賀・激励会、記念会等の行事を企画・開催し、会員相互の交流を深め親睦を図る。
3. 会報等を定期的に発行し情報の周知・共有を行い、会員相互間及び会員と現役のコミュニケーションを活性化する。
4. 前各号のほか、第3条の目的を達成するため必要な事業を企画、実施する。

第2章

会員

第5条 本会の会員資格は次の通りとする。
同志社大学体育会アメリカンフットボール部出身者で総会の承認を得た者。

第6条 会員は毎年1月1日から始まる会計年度にあわせて会費を納入しなければならない。

第7条 会員の慶弔については次の通りとする。
1. 会員の死去に際しては供花・弔電を贈る。
2. 会員の結婚に際しては祝電を贈る。
3. 会員の実父母・配偶者の死去に際しては弔電を贈る。

第8条 会員は氏名・住所の変更等異動時は遅滞なく理事に通知しなければならない。

第9条 会員の除籍・除名・譴責

1 多年にわたり会費を納めない者、又は多年にわたり音信不通のものは会員の資格を失うことがある。但し、正当な理由を本会に文書にて届出、本会会費を納入すると共に理事会の承認を得ることにより継続して会員の資格が得られる。
2. 会員で不都合な行為があった者は、理事会の決議を経た上で会長がこれを除籍、除名又は譴責する事が出来る。

第3章

役員

第10条 本会は次の役員を置く。

| | |
|---------|--------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 理事長 | 1名 |
| 4. 副理事長 | 若干名 |
| 5. 理事 | 30名以上 |
| 6. 会計監査 | 理事より1名 |

第11条 会長は理事会で選定した後、総会の承認を得るものとする。

第12条 副会長は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

第13条 理事長は理事会で選定した後、総会に於いて会員の承認を得るものとする。

第14条 副理事長は理事長が理事の中から指名し、総会に於いて会員の承認を得るものとする。

第15条 理事は各学年及び*関係団体登録役員から選出し総会で承認を得る。
*関係団体 関西学生アメリカンフットボール連盟・同志社スポーツユニオン

第16条 会長は本会を代表に業務全般を執行し統括する。

第17条 副会長は会長を補佐し、又会長の委任に依りその職務を代行する事がある。

第18条 理事長は理事会を代表し会務を執行する。

第19条 副理事長は理事長を補佐し、理事長の委任に依りその職務を代行する事がある。

第20条 理事は理事長より委嘱された職務を分担執行する。

第21条 会計監査は、本会の会計を監督指導すると共に、会計監査報告を理事会並びに総会に於いて行う。

第22条 本会は、同志社大学体育会アメリカンフットボール部部長を当会顧問とする。
顧問は総会・理事会に出席し、意見を具申することが出来る。

第23条 本会は永年にわたり種々たる形に於て本会及び現役に協力し、多大の貢献あったものを称えるため
理事会が推薦し総会の承認を得たものを相談役とする。

第24条 1. 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。
2. 役員のうち、会長及び理事長は1期2年とし、最長3期までとする。

第4章

会議

第25条 本会は次の会議を設ける。

1. 総会
2. 理事会

第26条 総会は本会の最高決議機関であり、全会員をもってこれを構成する。

第27条 総会は本会の会計年度終了後3ヶ月以内に、会長がこれを招集する。又、会長は必要に応じて随時臨時総会を招集することが出来る。

第28条 総会の議長は会長がこれにあたる。会長不在の場合は、副会長、理事長、副理事長の順によりこれにあたる。

第29条 総会は、会員総数の1/5以上(委任状を含む)の出席を以って成立する。
総会の議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。
但し、総会の招集通知には議案の要領を記載する。

第30条 次に定める事項は総会の決議を必要とする。
1. 会則の改正
2. 収支予算及び決算の承認
3. 第10条に定める役員承認
4. その他、本会事業執行に関する重要事項の決定

第31条 理事会は理事長招集のもと開催する。理事会は理事長もしくは副理事長1名以上の出席を開催条件とする。
理事会の議決は、理事全員の1/5以上の出席があり、出席者の3/4の賛成で決定する。

第32条 理事会には会長・副会長も出席し議事に参画できる。
また理事長の指名により会員・現役が出席し意見を述べることができる。

第33条 理事会及び理事は以下の会務を行い、本会の目的の達成を推進する。
1. 当該年度の事業計画立案、及び実施
2. 本会年会費の納入促進
3. 現金出納、収支決算業務
4. 会員名簿の作成更新管理

- 5.会報、メール等による会員への情報提供、現状理解促進
- 6.監督及びコーチの選任と承認
- 7.監督・コーチの要請に基づく支援活動の推進
- 8.「現役意匠規定」改定の検討・承認
- 9.関西学生連盟理事、審判等の選任並びに活動の支援
- 10.同志社スポーツユニオン理事の選任及びその活動支援
- 11.後援会との情報共有
- 12.現役激励会、祝賀会、応援等活動計画と実施
- 13.総会の開催準備と事務局
- 14.その他行事等キャンペーン活動

第34条 理事会は本規約に規定するもののほか、必要に応じて総会に付議すべき事項を立案し総会の決議を得て、その目的達成のため施策を協議し、推進する。

第5章 会計経理

第35条 本会の資金は会費、寄付金、事業収入及びその他の諸収入をもってこれに充てる。

第36条 本会の会費は年会費とし年間20,000円とする。
但 卒業後8年間は5,000円減額する。

第37条 会費の改定は総会の決議を経なければならない。

第38条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第39条 理事会は会計年度毎に収支予算表及び収支決算表を作り、会計監査を経た上で総会の承認をうけなければならない。

第6章 同志社ワイルドローバー シニアクラブ

第40条 本クラブは永年会員相互の親睦を目的とする。

第41条 本クラブの会員資格は次の通りとする。
OB・OG会会員で出身年度を基準に60歳に到達した者を会員とする。

第6章 後援会

第42条 本会理事会にて担当者を選任し、後援会と密接な連携を保ち、現役の発展に寄与するものとする。

改定 平成21年 2月11日
改定 平成23年 2月12日
改定 平成26年 2月 8日
改定 同上
改定 平成28年 2月13日

全部改定
第36条
OB会よりOB・OG会に名称変更
第10条 6 会計監査（副理事長より → 理事より）
第10条 5 理事
第15条
第29条 追記
第30条 4 削除
第31条 改定
第33条 6 改定